第10号

発行＝小国町役場
編集＝総務課
印刷＝小千谷市位下印刷

広報おぐに

昭和45年2月15日発行

小国町の人口

男	5,631人
女	5,911人
計	11,542人
世帯数	2,567

昭和45年1月31日現在

統合校舎

上小国小学校の誕生

森光・結城野小学校が統合して

去る一月十日の臨時町議会において、小国町立文教施設整備十ヵ年計画の一つである上小国小学校の統合に伴う小国町立学校設置条例の一部を改正する条例が議決されました。これにより森光・結城野小学校は発展的閉校し、四月一日からはその名を上小国小学校と改め、旧小国中学校の建物を使用して新発足することになりました。なお、この条例には、大字楢沢地域で結城野小学校に通学していた児童ならびに新一年生は四月一日より中里小学校へ編入するようになり、増田小学校については、昭和四十七年四月を目途に、上小国小学校へ統合するようの附則がついております。

結城野小学校

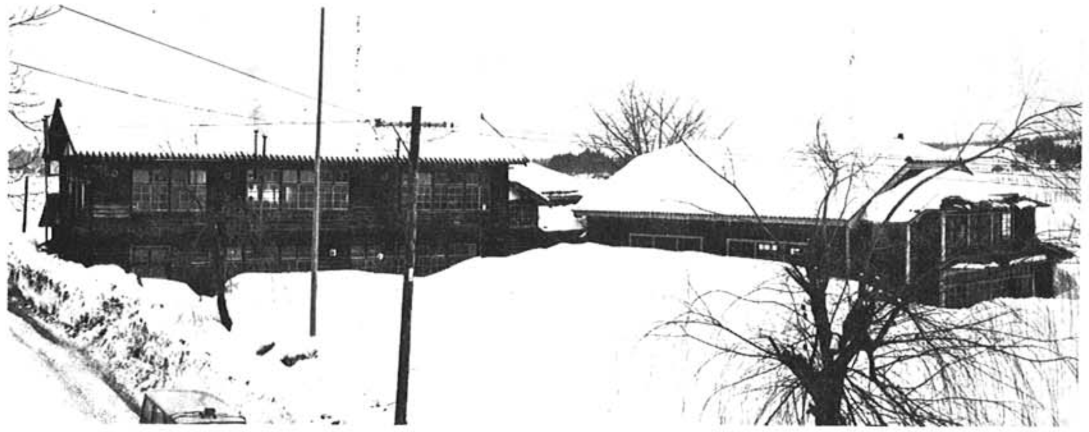

森光小学校

小国町における上水道の必要性について

住民の日常生活に直結し、その健康をまもり尊い町民の生命、財産を保護するために欠くことのできないものであります。

小国町における上水道の必要性はいまさら論をまたないところでありますが、近年とみに経済の進展と生活様式の近代化に伴って急速な発展を遂げ、生活水準が極めて急ピッチに上昇してきておる現在上水道事業は行財政のうえに占める比重もまた極めて大きなものがあり、他面、上水道事業のもつ社会的責任も一段と重さを増すものと解します。

もはや立地条件の悪い山村当町においては時代の先端を進む若人は過去の永々として続いた非衛生的な生活環境は許さず、併せて住民の封建的生活から脱却し、少なからずその悪環境から脱皮し、清潔な飲料水の供給を望み、文化人としての誇をもち都会生活との「レベル」格差をなくし、明るい文化環境の小国町を建設することに絶大な意を注いでおるのが現況であると思考されます。

小国町における最近の急激な過疎現象もこれら問題に極めて重く甚大な影響であることは真にいなめない事実であります。過去における離町者の真意を推察するにあまりあるものがあり、誠に遺憾であると考えます。すでに我が国における上水道事業は急速な進展を遂げ全国民の七五%を超える人々が上水道の恩恵に浴しておるといわれております。しかし、経済社会の急激な進展に伴い、人口の集中、過疎にかゝわらず生活水準の向上と経済成長により水需要が増大し、これに対処するための水源問題が急迫しており、また一方水源汚濁の問題も深刻化しており、これらの問題に対する強力な対策が要請されています。このような現況において上水道事業はますます重要な段階に至っていると言っても過言ではないでありましょう。

このような局面した時期において当町が多年懸案でありました上水道事業を実施せんとするために各戸の上水道計画実態調査を行ない実施計画を進めていることは真に意義あるものと思考されるとともに真に必要性のほかならないものであります。

町はこの上水道事業の重大な必要性に意を置き昨年九月定例議会に要請し議会内に上水道特別委員会の設置をみるに至り、以後当局は上水道計画実態調査の結果集約等あらゆる資料の提示をいたし数度にわたり特別委員会の審議を願っておるところであります。申すまでもなく賢明な特別委員会諸氏はこの上水道事業の重要な必要性を充分理解され早期実現を確認いたしておるところであります。

明けて一月十九日には全部落の総代さんから中央公民館に参集を煩わし上水道計画基礎調査報告書に基づいて当局の説明を行ない活発な質疑を受け早朝から夕方まで真剣に研究を願い当局の計画を理解願ったところであります。

さらにこの上水道が町内全戸に恩恵の浴することが必要性に併せ重要な課題であると思考されますので計画と併行しながら二八%の加入不賛成の意志表示をされておる部落について二月中旬から特に上水道に直接関係の深い婦人各位に説明会を開き重要にして必要性を理解願い全町一〇〇%が加入できるように全力を注ぐ考えで計画を進めております。

一方日常飲料水の不足並びに悪水でなやむ越路町の一部も含めた広域上水道事業推進が極めて必要であろうと言う見解から、その計画的な方向について去る一月十七日越路町当局と第一回の協議を行ない双手を挙げて実現に積極的に参画し、同一計画に基づく実現を期するため、今後更に協議を重ね進行するように意見の一致を見、両町で着々その計画準備を進めておるところであります。

こゝに紹介しますと、越路町の一部とは、小坂部落、塚野山部落、はかま沢部落、原部落、西谷部落、荒瀬部落、不動沢部落、岩田部落の八部落、八九五戸、給水人口三二四〇人を対象としておるのであります。

従って小国町の給水人口、九七六〇人と合せて一三〇〇〇人の給水人口をもとに計画を進めておるところであります。時代の推移と、生活様式の近代化は上水道の実現が一日も早からんことを望んでおります。

町内の若人が冬期出稼をし都会の衛生的な上水道の飲料水にひたり健康を保持して帰ることも衛生的な上水道の恩恵でありましょう。

よく聞く老人の言葉でありますが、ときたま町へでて上水道の水を呑むと、どうも消毒臭くて呑めない、やっぱり家へ帰って消毒をしない生水を呑むのが一番うまいと言うことであります。まさに老人の言う通り生水はうまいと思うでありましょう。それは生水の有害と言う毒素を棚上げしてひたすら生水はうまいものであると言う観点で呑んでいるからであります。

これ程危険なことはないのであります。

当町に他の市町村と比較して老人病の多いことも幼い頃からこのような危険な生水を飲料しておることの影響も充分あることも自覚せねばならない重要な問題であろうと思います。

昨年十月、二十ヶ所の簡易水道及び小規模簡易水道の水質検査を実施した結果、飲料適当と言うヶ所が六ヶ所、飲料不適当と言うヶ所が実に十四ヶ所と言う結果であります。

さらに、小千谷地震対策として町内に水道未設置の四部落（特に部落名を秘める）を指定し個人井戸の飲料水検査を保険所が実施した結果、対象戸数二三四戸のうち、飲料適当戸数八二戸で三五%、飲料不適当戸数一五二戸で六五%という実状であり憂慮にたえない問題であります。

このような悪質飲料水の使用について当局は町民の健康を守る立場からも当然、自治体は指導して行かなければならない義務であると思考されますので給水区域一〇〇%の上水道恩恵に全力を注ぐ決意でおります。

更に上水道事業の必要性のなかで重要な問題が尚、ある。それは消火栓の設置であります。当町における過疎現象による消防団員の不足は申すまでもなく、従前消防団組織では編成が容易でなく団員数の確保がむずかしくなったため、昨年四月再編成を実施し、消防活動を行なっている現状でありますが、特に冬期間における正団員の出稼が多く全く不在となり一朝有事の非常時体制は確立出来ない誠に優慮すべき状態が想定されます。特に最近の生活様式の近代化から全戸と言っても過言でないほど、台所浴室等のガス、石油等の使用、各室における暖房用の石油等の使用、農業用機械に必要のガソリンの保管等と新築による新建材の使用等、あらゆる面で家中が極めて危険な状態にあるなかで火災等発生した場合、火元は勿論のこと、隣接家屋に及ぼす大災害の可能性が充分あることも想定しなければなりません。

もちろん、各自において予防火災に全力を注いでいるとは申しながら、雷電火災のような天災もあるわけでありますから、その時点の備えとしても消火柱の設置は必至であります。

近代社会からおくれない衛生的な飲料水の供給を受け明るい文化的な小国町を建設するために、尊い町民の生命、財産を保護するために、どうしても上水道事業は必要であるということをご理解願って、絶大なるご協力をお願い申し上げたいと思います。

窓口コーナー (1)

印鑑証明書のとりかた

印鑑証明書とは、証明を**求めようとする印鑑と役場へ登録してある印鑑が同じものであることを町長が証明したもの**のことをいいます。従って登録してないものは、登録しなければなりません。

一、印鑑登録の方法

印鑑登録は、小国町に住んでいるもので、**一人一個に限ります**。あらかじめ備えつけの申請書に印鑑を添えて、窓口係へ提出してください。係は印鑑簿に押印し、材質および寸法の概要を記しておきます。

印鑑登録は、**必ず本人がおいでになって下さい**。やむを得ず、**代理人が申請する場合は委託書を添えて下さい**。また、登録してある**印鑑を変更するときも同様**ですが、廃止しようとする印鑑が紛失などの理由で押印できない場合は、**保証人をたてなければなりません**。

二、印鑑証明のとり方

印鑑証明書をとるときは必ず本人が印鑑をおもちになっておいで下さい。やむを得ず、本人がおいでになれないときは**代理人が申請できますが、この場合は本人が書いた委託理由書を添えて下さい**係では、その印鑑が登録の印鑑と同じものであるかどうか、本人の意思に基く申請であるかどうかをよく確かめてから交付します。**印鑑証明書は一通五十円です**。印鑑証明書は、公正証書の作成、不動産や商い取引きに使われる大切なものです。みだりに他人に貸すのは事故のもと、十分注意して下さい。

保育所園児を募集いたします

昭和四十五年度小国町立保育所の園児を次の要領により募集いたします。入所を希望される方は申込書により期日までにお申し込みください。

一、若草保育所

（常設・定員一二〇名）

㈠募集人員一二〇名
五才児　六十五名
四才児　五十五名
計　一二〇名

㈡対象区域
法坂、桐沢、箕輪、上村、下村、武石、押切七日町、上栗、千谷沢原小屋、鷺之島

二、中央保育所

（へき地、定員四十五名）

㈠募集人員四十五名
五才児　二〇名
四才児　二十五名
計　四十五名

㈡対象区域
楢沢、新町、相野原、二本柳、上谷内、猿橋金沢、芝の又

三、やまなみ保育所

（へき地、定員四十五名）

㈠募集人員四十五名
五才児　三〇名
四才児　一五名
計　四十五名

㈡対象区域
苔野島、原、森光、小栗山、諏訪井、太郎丸小国沢、上岩田

四、各保育所共通事項

㈠申込み方法
申込書が部落総代さんと役場にありますので内容記入の上期日までに提出してください。

尚、現在若草保育所に入所している方々もあらためてお申込みください。

㈡申込み期日
二月二十五日までに役場住民課へ申し込んでください。

㈢入所の決定
申込者が定員より多い場合は検討の上、それぞれ協議し三月中旬までに通知を差しあげます。尚、対象区域は申込者数により調整のため一部変更することがありますのでご承知おきください。

四、保育料

保育料は前年の所得や固定資産税により決定されますが、現在では一人一カ月当り常設保育所は一、二五〇円、一、五五〇円、一、八〇〇円、二、三五〇円三、三八〇円の五段階です。

へき地保育所は階層別の段階はなく一人一ヵ月当り一、二〇〇円。

五、五才児・四才児とは

五才児とは昭和三十九年四月二日～昭和四十年四月一日までに出生したものをいう。

四才児とは昭和四十年四月二日～昭和四十一年四月一日までに出生したものをいう。

六、保育期間

㈠若草保育所
毎年四月一日～翌年三月三十一日まで

㈡中央保育所（仮称）
毎年四月一日～翌年三月三十一日まで
（但し昭和四十五年度は五月一日からの予定）

㈢やまなみ保育所（仮称）
毎年四月一日～翌年三月三十一日まで
（但し昭和四十五年度は五月一日からの予定）

尚、その他詳細については役場住民課へ（電話一六〇番、内線九番）へお問い合せください

小国町立保育所が新設されます

幼児教育施設として保育所の増設が強く要望されてまいりましたが、このたび昭和四十五年度事業として町立保育所を二ヵ所新設することになりました。しかしながら、新年度は諸般の情勢からして建物の新築は至難でありますので、一時既設の建物を利用し、へき地保育所として開設することになりました。設置場所及び募集人員並びにその区域などは次のとおりです。

一、中央保育所（仮称）

㈠設置場所
小国町大字新町

㈡募集人員　四十五名

㈢対象区域
楢沢、新町、相野原、二本柳、上谷内、猿橋金沢、芝の又

二、やまなみ保育所（仮称）

㈠設置場所
小国町大字諏訪井地内
募集人員　四十五名

㈢対象区域
苔野島、原、森光、小栗山、諏訪井、太郎丸小国沢、上岩田

三、共通事項

㈠開設年月日
昭和四十五年五月一日
（予定）

㈡開設期間
毎年四月一日～翌年三月三十一日まで（但し四十五年度は五月一日～翌年三月三十一日までの予定）

㈢保育料
一人一ヵ月　一、二〇〇円

㈣保育内容
常設保育所と同じ

㈤給食　なし

以上のとおりですが詳細については役場住民課へお問合せください。

所得税確定申告の納税相談が役場で開かれます

◎今年は所得税の確定申告書を提出する期間が
二月十六日から
三月十六日までです

◎このため柏崎税務署では申告者の便宜を計るため
二月二十日
午前九時より
午後三時まで
小国町役場で確定申告の納税相談が行なわれます。

◎この日の相談時間の通知を受けた方は、かならずきめられた時間においで下さい。

◎所得税の確定申告書は、昭和四十四年中にあなたが得られた正しい所得金額をご自分で計算していただき、三月十六日までに申告と納税をしていただくことになっております。

◎日時を指定されない方で納税相談をされたい方は三月十六日の期限まぎわになりますと、非常に混雑しますから、早目にすませて下さい。

◎申告をすまされたら、その場で納税の相談もなさって下さい、便利な振替納税や分割納付の制度もありますご利用下さい。

◎所得税の確定申告された方は、事業税と住民税の申告はいりません。

〃毎月五の日は税の相談日〃

税務署では、五日十五日、二十五日を税の相談日として、国税に関することならどんなことでもご相談に応じています。

名前も、職業もお聞きいたしません、税務署ではお気軽にお出かけ下さいとのことです。

固定資産税台帳縦覧のお知らせ

昭和四十五年度の固定資産税台帳、土地課税台帳、家屋課税台帳及び償却資産課税台帳を三月一日から三月二十日迄の二十日間、小国町役場で縦覧に供しますから縦覧して下さい。

なお審査の申出については縦覧期日の初日からその末日後（縦覧終了后）十日までの間（三月三十日迄）に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが出来ます。

農業委員選挙人名簿の登録縦覧について

農業委員選挙人名簿の登録については毎年一月一日現在で一月十日までに皆さんの申出により左の事項に該当する人を登録します。

㈠十アール以上の農地の耕作業務を営む者

㈡右の者の同居の親族又は配偶者で年間おおむね六十日以上耕作に従事している者で満二十年以上の者

登録した名簿を二月二十三日から十五日間役場において縦覧致しますから自分の登録が漏れていないかたしかめて下さい。

交通災害共済に家族そろって加入しましょう

交通量の増加に伴い痛ましい交通事故が年ごとに多くなっています。

「不幸な交通事故にあった方へ、会員相互の助け合いによって見舞金を……」との主旨のもとに設立した新潟県交通災害共済組合も三年目を迎えようとしています。

小国町の会員加入者数は
四三年度
二、四二六人一九・四%
四四年度
三、三六三人二八・六%

三分の二以上の人が未加入となっており、不幸にして交通事故にあい、未加入のため見舞金を受けられなかった人達が小国町で二十数人おられます。また、

昨年小国町の会員が受けた見舞金の交付件数金額は
死亡二件　一〇〇万円
傷害二〇件　三七万円
計　二二件一三七万円
申請中のもの二件となっております。

思わぬ事故に備えて皆んなで一日一円の交通共済に加入しましょう。

加入手続は三月中に部落総代さんを通じて配付される、加入申込書に氏名を記入、大人三六〇円、小人三〇〇円を添えて、総代さん宛申込みして下さい。又四月以降は日曜祭日を除きいつでも役場で受けつけております。

申込書記入例

新潟県交通災害共済加入申込書

	加入者氏名	続柄	生年月日	会費		加入者氏名	続柄	生年月日	会費
一般	小国一郎	主	明治 大正 [✓ 昭和] 元 1.1	360円	中学生以下	二郎	長男	昭和 30 1.1	300円
	花子	妻	明治 大正 [✓ 昭和] 2.1.1	360		三郎	二男	昭和 33 1.1	300
			明治 大正 昭和 ・ ・			幸子	長女	昭和 35 1.1	300
			明治 大正 昭和 ・ ・					昭和 ・ ・	
			明治 大正 昭和 ・ ・					昭和 ・ ・	
			明治 大正 昭和 ・ ・					昭和 ・ ・	

（生年月日のらんの該当年号を○でかこんでください。）

上記のとおり　5人分の会費 1620円を添えて申込みます

昭和 45年 3月 20日

住所　新町　　世帯主氏名　小国一郎

※取扱者氏名印　　※入金年月日　昭和　年　月　日

※印の事項は申込人において記入の必要はありません。

新潟県交通災害共済
会費預り証

申込人（世帯主）
住所
氏名

会費　円

内訳
一般　人　円
中学生以下　人　円
計　人　円

扱者印

◎会員証は後日みなさんのところへお届けします。

1月の積雪記録

日	積雪 44年	積雪 45年	降雪 44年	降雪 45年
1	0.94	1.13	1.17	—
2	1.50	1.07	1.05	—
3	1.65	1.02	0.70	—
4	1.50	1.02	0.20	—
5	1.53	1.04	0.35	0.19
6	1.68	1.18	0.45	0.04
7	1.80	1.20	0.37	0.29
8	1.85	1.33	0.27	0.20
9	1.70	1.35	0.13	0.50
10	1.60	1.40	—	0.04
11	1.50	1.35	—	0.06
12	1.39	1.32	0.15	0.05
13	1.45	1.23	0.31	0.04
14	1.63	1.37	0.80	0.23
15	2.20	1.60	0.50	0.18
16	2.30	1.43	0.14	0.20
17	2.15	1.60	—	0.15
18	1.90	1.78	—	0.69
19	1.80	2.10	—	0.15
20	1.70	1.97	—	—
21	1.63	1.94	—	0.15
22	1.60	2.10	0.01	0.23
23	1.55	2.05	—	0.03
24	1.47	1.80	0.01	—
25	1.45	2.03	0.05	0.23
26	1.40	2.00	—	0.01
27	1.35	1.97	—	0.03
28	1.30	1.87	—	—
29	1.55	1.85	0.25	—
30	1.53	1.82	0.03	—
31	1.48	1.75	—	—

記録場所　小国町役場
積雪記録は午前9時
降雪量は1日3回の記録累計